

甲府市大里窓口センターリノベーション業務
公募型プロポーザル 実施要項

令和8年5月

甲 府 市

目次

1	業務概要	2
(1)	業務名称	2
(2)	目的	2
(3)	募集概要	2
(4)	契約方式	2
(5)	業務内容	2
(6)	履行期限	2
(7)	提案限度額	2
2	参加条件	3
3	参加資格	3
4	応募に関する留意事項	4
(1)	費用負担	4
(2)	提出書類の取扱い・著作権	4
(3)	特許権	4
(4)	本市が提示する資料の取扱い	4
(5)	複数提案等の禁止	4
5	スケジュール	4
6	関係資料の配布場所・期間	5
7	現地見学会（図面閲覧）	5
8	質問の受付及び回答	5
9	参加に係る必要書類の提出	5
10	選考審査	6
(1)	審査概要	6
(2)	審査方法	7
(3)	審査内容（評価項目）	7
(4)	優先交渉権者選考評価基準	8
(5)	審査結果	8
(6)	優先交渉権者交渉	9
11	契約	9
12	辞退	9
13	失格	9
14	その他	9
15	担当部署	10

1 業務概要

(1) 業務名称

甲府市大里窓口センターリノベーション業務

(2) 目的

甲府市（以下、「本市」という。）においては、市内 10 か所に、市民が本庁舎に来庁せずに、身近な地域において様々な行政手続きをすることができる窓口センターを設置している。

このうち、本事業の対象施設である甲府市大里窓口センター（以下、「本施設」という。）においては、近年の国におけるマイナンバーカードの導入等により、窓口業務が煩雑化する中にあって、窓口の構造や、狭小なスペース等の課題を抱えている。

本業務は、本施設の限られた空間を民間事業者等の持つアイデア、ノウハウ、技術等を活用することで、スペースの有効な活用（リノベーション）を行い、窓口センターの必要機能を満たすこと及び市民の利便性のさらなる向上を図ることを目的に実施するものである。

(3) 募集概要

ア 本募集は、本事業における最も優れたパートナー（以下「優先交渉権者」という。）をプロポーザル方式で選考する。

イ 本募集に参加する者（以下「参加者」という。）は、「要求水準書」に従い、本事業の企画提案を行い、本市が当該提案等を審査のうえ優先交渉権者を選定する。

ウ 優先交渉権者となった者は、自らが企画提案した事業に基づいた本市との詳細協議を行い、当該協議が合意に至った場合において、工事契約を締結し、本業務を実施する。

(4) 契約方式

本施設の「工事契約」

(5) 業務内容

別紙「甲府市大里窓口センターリノベーション業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおり

(6) 履行期限

契約締結の日から令和 8 年 1 0 月 2 日（金）までに引き渡すこと。

(7) 提案限度額

提案限度額は、7, 5 0 2, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※ 提案価格は、提案限度額を超えてはならない。

※ 提案限度額を超えた提案は失格とする。また、価格下限額（市が別に定める；非公表）を下回った場合は、品質確保の観点から失格となる場合がある。

2 参加条件

本プロポーザルに参加できる者は、法人格を有している者とし、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の建設工事入札参加有資格者であること。
- (2) 本業務を受託した場合、市との打合せ等に対応できる体制を整えられること。
- (3) 履行期間を通じ、総括責任者（現場代理人）と、建設業法に基づく適正な技術者1名を配置すること。（総括責任者と技術者は兼務可能。）
- (4) 総括責任者は、本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有する者であり、常に事業全体を把握する中で、業務に従事する者を指揮・監督し、事業を円滑に実施する責を担うものとする。

3 参加資格

次の(1)~(14)のいずれかに該当する者は、本公募に参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく本市の入札参加制限を受けている者
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定による破産手続きの申立てをしている者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に定める再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 告示の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者。また、不渡りによる取引停止処分を受けた日から2年を経過していない者
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員もしくは構成員である者
- (11) 国税及び地方税（本市への納税がない場合は、本店所在地の自治体の市町村税）に滞納がある者
- (12) 健康保険法（対象平成11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入していない者。ただし、保険の全部又は一部について法律で適用が除外されている者は、この限りではない
- (13) 告示日以降に、市から指名停止措置を受けた者
- (14) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始または民事再生手続開始の申立てがなされている者

4 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

本応募に関する書類作成及び提出等に要するすべての費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

ア 提出された提案書類の著作権は、参加者に帰属するが、応募書類は返却しない。また、事業実施における法令等適合のリスクは、すべて借受者に帰属するものとする。

イ 本市は、本応募によって知り得た内容について、参加者の知的財産に配慮し、内容及び参加者に関する情報等の保護を徹底し、庁内・関係機関と調整する場合にのみ使用するものとし、その他の目的で応募書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

ウ 提案にあたり、企業秘密等、参加者が不利益を被るおそれのある情報は、極力記載しないよう留意するほか、当該情報が含まれる場合は、該当箇所を明確にする等、適切な措置を講ずること。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じる責任は、すべて参加者（借受者）が負うものとする。

(4) 本市が提示する資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、参加者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 複数提案等の禁止

1つの法人等が複数の応募をすること及び複数のグループ参加者として応募することを禁止する。

5 スケジュール

受注者決定までの流れについては、概ね以下のとおりで行う。

項目	期間
告示（市ホームページへの掲載）	令和8年5月25日（月）
プロポーザル関係書類の配布期間	令和8年5月25日（月）から6月5日（金）
現地見学会 （図面閲覧）	参加受付：令和8年5月25日（月）～27日（水） 見学会開催：令和8年5月28日（木）午前9時～正午
プロポーザルに対する質問受付期間	令和8年5月25日（月）から6月1日（月）
質問に対する回答の公表	令和8年6月3日（水）
企画提案書等提出期限	令和8年6月9日（火）
選考審査	令和8年6月中旬予定
審査結果の通知と公表（優先交渉権者の決定）	令和8年6月下旬予定
優先交渉権者交渉	令和8年6月下旬予定
契約締結（協議成立後）	令和8年7月上旬予定

※ 上記日程は、今後変更となる場合がある。

※ 本プロポーザルにおいては、提出された企画提案書等による書類審査とするが、企画提案書の提出後、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。その際は、本市が別に指定する期日までに、回答書の提出が必要となる。

6 関係資料の配布場所・期間

本プロポーザル関係資料は、甲府市ホームページに掲載するほか令和8年5月25日（月）から6月5日（金）までの平日、9時から16時まで、「15 担当部署」にて配布する。

7 現地見学会（図面閲覧）

現地見学会への参加を希望する者は、次により申込みを行うこと。

参加受付期間	令和8年5月25日（月）～ 5月27日（水）17時必着
見学会開催日	令和8年5月28日（木） 午前9時～正午までの間で30分程度
場所	甲府市大里窓口センター（甲府市大里町3805番地1）
申込先	甲府市役所市民部市民総室 総務課 庶務係 E-mail : ssksoumu@city.kofu.lg.jp
申込方法	E-mail の表題を「大里窓口センター現地見学会申込」とし、 <u>参加企業名</u> ・ <u>参加者氏名</u> ・ <u>代表者連絡先</u> を記載し、送信する。
図面閲覧	閲覧可能資料：甲府市大里窓口センター施工図 ※ 図面の貸出しは行わない（図面の撮影は可）。
その他	※ 見学の際、市職員は立ち会うが、説明は行わない。 ※ 現地見学会への参加は、公募の参加条件ではない。 ※ 参加希望があり、開催日に都合がつかない場合は、市民総室総務課 庶務係（連絡先055-237-5294）まで相談を行うこと。

8 質問の受付及び回答

本事業に関する質問は、次により受付・回答する。

受付期間	令和8年5月25日（月）～ 6月1日（月）16時必着
質問方法	質問書（任意の様式により作成）を、E-mail に添付し提出すること。 （電話や口頭での受付は行わない。）
送付先	甲府市役所市民部市民総室 総務課 庶務係 E-mail : ssksoumu@city.kofu.lg.jp
送付件名	E-mail の表題は「甲府市大里窓口センタープロポーザルに関する質問」とする。
回答	※ 質問への回答は、令和8年6月3日（水）を目途に本市 HP へ掲載する。 ※ 電話や口頭での回答は行わない。 ※ 本市の回答内容は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

9 参加に係る必要書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

NO.	名 称	様式及び添付書類等
1	参加申込書	(様式1)
2	会社概要等整理表	(様式2) 会社概要など参考となる資料を添付すること。
3	業務実施体制確認表	(様式3) 協力会社がある場合もすべて記載すること。 配置予定技術者については、様式3-1の記載も必要となる。
4	業務実施体制図	(様式3-1)
5	配置予定技術者に関する調書	(様式3-2) 保有資格を証明する書類の写し及び雇用企業との直接雇用を証明する書類を添付すること。
6	誓約書	(様式4)
7	納税証明書(未納のない証明)	提出日において、発行から3ヶ月以内のもの。
8	企画提案書	(様式5) 表紙に用いること。 任意様式(A4版)で作成を行い、実施方針、業務工程、安全管理方法、業務実績を必ず内容に含めること。(図面等は、A3版まで可能とする。)
9	提案価格書	(様式6) 別途、積算内訳(任意様式)を添付すること。

(2) 提出部数

- ・提出書類1から9の順に全てを綴じたもの 正本1部
- ・企画提案書(表紙含む)を綴じたもの 副本8部
- ・企画提案書(表紙含む)を保存した電子媒体(CD-R等) 1枚

(3) 提出期限

令和8年6月9日(火)16時必着

(4) 提出先・提出方法

持参又は郵送により、「15 担当部署」まで提出する。(郵送の場合は、特定記録等により行うこと。)

(5) その他

ア 提出期限以降の差し替え、修正、追加等再提出は認めない。ただし、本市から要請があったものについてはこの限りでない。

イ 書類の提出等にかかる一切の経費は、企画提案者の負担とする。

10 選考審査

(1) 審査概要

ア 選考審査は、本市が設置する「甲府市大里窓口センターリノベーション業務受託者審査会」(以下「審査会」という。)が行う。

イ 審査会は、(4)の「優先交渉権者選考評価基準」(以下「評価基準」という。)により、提出書類、見積金額等による書類審査、また、必要に応じてヒアリングを実施の上、総合的に採点を行う。

ウ 採点の結果、合計点数が最も多い者を第1優先交渉権者、次点を第2優先交渉権者として選考するものとし、第1優先交渉権者との協議が整わない場合は、第2優先交渉権者と協議を行う。

エ 参加申込者が1者の場合の選考審査は書類審査のみにより行い、提案内容が各審査項目の評価基準を満たすと本市が認めた場合、その者を第1優先交渉権者として選考する。

オ 評価点の平均が満点の6割未満の場合は、その者を交渉権者として選考しない。

カ 総得点が1位であっても要求水準に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、第1優先交渉権者に選考しない場合がある。

キ 同点となった場合は、審査項目の技術点、価格評価点の順で、より上位である者を優先交渉権者として選出する。(それでも決定しない場合は、くじ引きにより決定するものとする。)

ク 選考審査の参加等に要する費用は、すべて参加者の負担とし、やむを得ない理由等により、本市が本選考審査を中止する場合においても、当該費用を本市に請求することはできないものとする。

ケ 審査結果は、優先交渉権者の決定後に全ての参加者に通知し、優先交渉権者及び次点交渉権者を本市ホームページにて公表を予定している。

コ 審査過程及び審査結果に関する質疑について、個別に回答は行わない。

(2) 審査方法

書類審査を非公開で行うが、ヒアリングが必要な場合は、参加申込書(様式1)の連絡先に通知する。

(3) 審査内容(評価項目)

審査する評価項目及び審査内容は、次のとおりとする。

N	審査書類	評価項目	配点	審査内容
1	企画提案書	実施方針	5	業務の目的が、適切に理解された実施方針が示されているか。
2	様式3 様式3-1 様式3-2	業務実施体制	5	事業実施に必要な体制(緊急時の対応を含む)が示されているか。また、事業者と本市の明確な役割分担が示されているか。
3	企画提案書	業務工程	5	実施手順、各作業工程が確実に遂行できる実効性のあるものとなっているか。
4	企画提案書	安全管理方法	10	安全性の高い管理方法が示されているか。(併設する悠遊館利用者への安全配慮を含む。)
5	企画提案書	課題解決の方法 ①施設の空間マネジメント	15	限られた空間を、効率的・効果的に活用するための方法とイメージが分かりやすく示されているか。
6	企画提案書	課題解決の方法	15	車イス等で来所する利用者や、日常業務を行う職

		②窓口カウンター部分の改善		員ともに、誰もが使いやすい窓口カウンターとなっているか。
7	企画提案書	課題解決の方法 ③入口部分の改善	15	高齢者、車イスやベビーカー等の来所者の誰もが使いやすいドア機能や動線の確保策が示されているか。
8	企画提案書	課題解決の方法 ④工期	15	施工時の窓口センター休止による市民サービスへの影響を最小限とするための期間となっているか。
9	企画提案書	業務実績	5	これまでの同種又は類似業務の実績と、アピールポイントが示されているか。
10	企画提案書	機能デザイン性	5	誰もが使いやすい施設として、実用性のある機能が提案されているか。
11	企画提案書	独自提案	5	本事業の目的に資する有用な提案か。
小 計			100	
12	様式 6	提案価格	20	
合 計			120	

(4) 優先交渉権者選考評価基準

ア 事業提案評価の評価基準は、つぎのとおりとする。

評価	評価基準
5	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。
4	効果的な内容である。
3	普通（平均的な内容）
2	項目はあるが、内容が乏しい。
1	項目はあるが、著しく内容が乏しい。
0	評価なし

イ 価格評価点

価格評価点の配点は20点とし、割引率区分方式を採用する。

割引率の算出方法は、以下のとおりとし、算出した割引率区分により評価を行う。

$$\bullet \text{割引率 (\%)} = \{ 1 - (\text{提案価格} / \text{提案限度額}) \} \times 100$$

※提案価格が提案限度額を超えている、また、価格下限額を下回った場合は、失格となる場合がある。

※価格下限額は、提案限度額を基に市が算出し、非公表とする。

(5) 審査結果

ア 本選考審査を受けた各事業者には、令和8年6月下旬を目途に、参加申込書（第1号様式）に記載された連絡先に結果を通知する。

- イ 審査結果（第 1 優先交渉権者及び第 2 優先交渉権者の名称）は甲府市ホームページに掲載する。
- ウ 選考審査の内容・結果は非公開とし、これらに関する問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立ては受付けない。

(6) 優先交渉権者交渉

市は、優先交渉権者との協議により、借受者を決定するものとし、第 1 優先交渉権者から協議を行い、当該協議が整わない場合において、第 2 優先交渉権者と協議を行う。

1 1 契約

- (1) 優先交渉者交渉が整い次第、優先交渉権者は、速やかに本市と工事契約を締結するものとする。
(契約の締結時期は、令和 8 年 7 月上旬を予定)
- (2) 契約の締結までに必要な事務費、交通費等のすべての費用は、優先交渉権者の負担とする。

1 2 辞退

参加申込後に辞退する場合には、参加辞退届（様式 7）を使用し、令和 8 年 6 月 8 日（月）までに、「1 5 担当部署」まで提出すること。

1 3 失格

参加者及び応募内容等が、次のいずれかに該当する又は協議等の過程で該当することが判明した場合（本市が該当すると判断した場合を含む）は失格とし、事業及び事業実施に向けての協議は中止します。

- (1) 法令や公序良俗に反する場合
- (2) 政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚している等、行政の中立性を損なうものと本市が判断した場合。
- (3) 事業の実施に関し、関係法令等に基づく必要な許可・登録等を受けていない場合。
- (4) 「2 参加条件」を満たさなくなった場合又は「3 参加資格」に示す内容に該当した場合。
- (5) 選考審査の実施にあたり、本市が行う参加者や応募内容の把握等の作業に対し、参加者の協力が得られない場合及び選考審査に参加しなかった場合。
- (6) 提出書類等に虚偽の記載があった場合、「提出期限」までに書類が提出されなかった場合。
- (7) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があった場合。
- (8) 参加申込者が、事業を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (9) 審査の結果、合計得点数が全体の 6 割に満たない場合。
- (10) その他、本市と連携を図ることが適当でないと本市が判断した場合。

1 4 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 本市に提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 本市は、提出された関係書類等の機密保持に十分配慮する。
- (4) 本市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて企画提案者が

負うものとする。

- (6) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと変更等を加える場合がある。

1.5 担当部署

甲府市役所 市民部市民総室 総務課 庶務係

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）

TEL 055-237-5294（直通）

メールアドレス ssksoumu@city.kofu.lg.jp

以上